

民主主義に命を吹き込むための提言

民主主義に関するオルタナティブな原理・原則の提言（宮部）

【1】民主主義は機能していない

民主主義を、「市民が社会のルールを決定する主体である」と考えるならば、現在の日本の民主主義は機能していない。国政においても、地域政治においても、個別のテーマにおいても、政治的決定権は依然として大政党と官僚と業界によって独占されている。

社会の基本的なビジョンを決めるべき国政は、小選挙区制度のために似たような二大政党に収斂しつつあり、事実上選択肢はないに等しい。地域の多様性に即した具体的政策を決めるべき地域政治は、分権がすすまないために、依然として中央政治に従属したままである。地域政治を決める主体であるはずの市民は、参加と権限を持ちえていない。個別テーマの決定権も、当事者の参加を無視した政治が続けられている。そして何よりも、政治的決定に参加するための条件である情報公開、説明責任、公開された政治的議論の場や機会の保証、政治参加のための時間の保証などが十分に提供されていない。

人々は、ただ、観客的に、条件反射的に、イメージ的に、決定権が保証されているという実感もないままに、選挙のたびに無力感をともなう投票や棄権を強いられている。市民が主体となるべき政治的民主主義を実質化させ、生き活きとした命を吹き込むために何が必要か、原理・原則を提言する。

【2】当事者民主主義の原理

政治的決定の主体は、決定に関係する当事者にあるべきだ。その原理が再確認されなければならない。この原理は2つのことを明確することを求める。「何を政治的に決定するか」ということと、「決定に関係する当事者とは誰か」ということである。

国政についての事柄には、日本に住むすべての人々に決定権はある。地域政治の事柄については地域の人に、そして個別テーマの事柄についてはそれに関係する当事者全員にある。

具体的に考えてみよう。沖縄の米軍基地について、当事者性をどう考えるべきか。

日本政府の外交と安全保障の基本的決定については、すべての人々に決定に関与する当事者性がある。しかしその決定に関連して沖縄に米軍基地のすべてを押し付ける決定はしてはならない。沖縄という一部の地域の人々に関わる決定を、多数派である人々で決定することは不当だからだ。このような場合は、当事者の拒否権が保証されるべきである。

この原理は、多数派が「社会的に少数派を余儀なくされる人々」に関する決定権限を持つてはならないという原則である。それは、少数民族に関する決定権限を多数派民族が持つてはならないことや、障害者に関する決定権限を健常者が持つてはならないことなど、多数派と少数派の間の民主主義一般に関係する原則である。

この当事者民主主義を当事者の政治空間に即して考えれば、地域のことは当事者である地域の人々に決定権限があるという地域住民主権の原則である。他方で当事者民主主義を当事者の属性に即して考えれば、当事者主権が求められる。当事者主権は、障害者の他に子ども、女性、高齢者、失業者、セクシャルマイノリティ、外国人、派遣労働者、ホームレスなどなど、あらゆる社会的属性を持つ人々に適用されるべきである。

【3】熟議民主主義の原理

民主主義を実質化するための2つ目の原理は、熟議民主主義である。

情報が公開され、決定プロセスの場や機会への参加が保証され、じっくりと議論し考える時間が保証され、決定結果についての説明責任が果たされ、そして政治的決定の結果が引き起こす社会的効果が事後的に検証されること、これらの一連のプロセスが熟議民主主義である。

そのさい、最も大切なのは「決定プロセスの場や機会への参加が保証されること」である。情報公開、議論の時間の保証、説明責任などは必要条件ではあるが、十分条件ではない。決定権限が保障されていなければ、誰が情報を精査し、時間をかけて議論し、結果の説明に関心をしめすだろうか。決定権限が保障されることで、はじめて人々は積極的に政治に参加しようとする意欲を持つことができるのである。

その意味では、直接民主主義的政治の可能性を広げることが熟議民主主義の核心である。

【4】民主主義に命を吹き込むための4つの原則

①比例代表制こそ当事者・熟議民主主義を促進する

小選挙区制度は、2大政党制を促進し、多様な民意を切り捨てる選挙制度である。多様な少数派政党を排除するだけでなく、多数派を取ることを政党に求めるために、2大政党をも均質化させる選挙制度である。つまり、多様性を排除し多数派に決定権を独占させ、政治的決定を効率化させる選挙制度である。

これは、多様な当事者性を政治的決定権から排除するものであり、当事者民主主義の原理に反する。同時に、多数派による効率性重視の政治は、議論と決定プロセスからの排除と情報非公開を促進するために、熟議民主主義の原理に反する。

②住民主権としての分権自治

分権が進まない理由は、市民主権が保証される分権議論ではなく、地方自治政府と中央政府との間の、権限争奪戦としての権力内分権議論にとどまっているからだ。住民主権を排除した議論では、分権を実現するエネルギー自体が生み出されないからである。

住民主権としての分権のためには、合併政策によって大規模化された自治体を、もう一度分権化するか、自治体内分権を促進する必要がある。そうしなければ、市民主権は機能しない。当事者は可能な限り少ないほうが決定権を行使しやすいし、熟議を促進するから

である。

同時に、住民主権の分権のためには、住民が決定権を直接に行使する直接民主主義、ハードルの低い住民投票制度を実現しなければならない。人生のうちで、10～20回の住民投票を経験するだけでも、市民の主権意識は格段に高まるだろう。

また、参加型予算をめざすべきである。政府および政治的決定の核心は、法律を制定するとことと税の徴収・使途によって社会的に必要なサービスを保証することである。参加型予算は、地域における民主主義の実質化のためには不可欠である。

③政党政治の欠陥を補う「争点民主主義」

政党政治は、小選挙区制度に基づく2大政党制ではなくても、国論を二分するような争点について、民意を反映することができない弱点を持っている。それは、政党が多様なテーマや争点のパッケージとして選挙に臨まざるをえないからだ。

有権者が選挙で委任したわけでもない争点が浮上した場合、政党政治は民意を反映せずに、少数の民意を選択してしまうことがある。その理由は、浮上した争点が選挙の争点ではなかったために、別の争点を優先したり、総合的な判断で投票が行なわれるからだ。

このような民意と政党政治のネジレを解消するためには、「国民投票制度」が求められる。争点に即した熟議が行なわれることは、熟議民主主義の原理にふさわしい。

④時短なくして民主主義なし

比例代表制度、市民主権の分権、争点民主主義、当事者参加などは、当事者民主主義と熟議民主主義を促進する原則・制度である。

しかし、制度が保証されていても、その制度を活用する時間的余裕が保証されていなければ、民主主義は絵に書いたモチである。正規労働者は正規であるためにサービス残業を強いられ、非正規労働者は生活に必要な所得を稼ぐために長時間労働を強いられている。

このような社会的条件が変更されなければ、人々は民主主義的な決定プロセスに参加する意欲を失ってしまうだろう。情報が公開されても、その情報を読む時間的余裕はない。決定プロセスへの当事者参加が保証されても参加する時間が確保できない。選挙や直接投票があっても、熟慮したうえでの投票はできない。

時短は、民主主義が当事者原理と熟議原理を実現するための必要不可欠な前提条件である。

【補記】民主主義は地域、国家の枠組みだけでは十全なものとなりえないが、国境を越えるグローバルな民主主義については、グローバルガバナンス分野の提言に委ねた。具体的な個々の制度・政策提案については紙面の都合で触れなかった。